

## 空き地空き店舗対象工事一覧

増	築	空き店舗の建物部分の存しない箇所に、店舗部分の床面積を増床する工事又は空き店舗以外の部分を店舗部分に変更し、店舗部分の床面積を増床させる工事とする。
改	築	空き店舗の建物部分の一部を取り壊し、当該建物部分が存した箇所に店舗部分を改めて建築する工事とする。
修繕及び 模様替え		<p>1 空き店舗の耐久性を高めるための工事で、次の各号に掲げる工事とする。</p> <p>(1) 基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、床、内壁、天井等の修繕工事</p> <p>(2) 塗装工事</p> <p>(3) 建物の嵩上げ工事又は床を高くする工事</p> <p>(4) その他耐久性を高めるために必要な工事</p> <p>2 空き店舗の安全上又は防災上必要な工事で、次の各号に掲げる工事とする。</p> <p>(1) 基礎若しくは土台の敷設工事又は補強工事</p> <p>(2) 柱、はり等について有効な補強を行う工事</p> <p>(3) 筋かい、火打ちなどによる補強工事</p> <p>(4) 外壁を防火構造とする等防火性能を高める工事</p> <p>(5) 屋根を不燃材料で葺き替える等の工事</p> <p>(6) 避難設備、防火設備及び換気設備の設備工事</p> <p>(7) その他安全上又は防災上必要な工事</p> <p>3 空き店舗の営業環境を良好にするための工事又は空き店舗の衛生上必要な工事で、次の各号に掲げる工事とする。</p> <p>(1) 間取りの変更等模様替えを行う工事</p> <p>(2) 開口部等を設ける工事</p> <p>(3) 台所又は便所を改良する工事</p> <p>(4) 建具の取り替え等の工事</p> <p>(5) 壁紙の張り替え工事</p> <p>(6) 断熱構造化工事及び遮音工事</p> <p>(7) その他営業環境を良好にするため、又は空き店舗の衛生上必要な工事</p> <p>4 空き店舗の環境性能を良好にする工事で、次の各号に掲げる工事とする。</p> <p>(1) 太陽光発電施設を設置する工事</p> <p>(2) 高効率給湯器を設置する工事</p> <p>(3) オール電化工事</p> <p>(4) その他環境性能を良好にするために必要な工事</p>